

議員（中野 一郎）

7番、中野 一郎でございます。一般質問をさせて頂きます。よろしくお願ひ致します。

次の3点について質問致します。1番目、不法投棄の対策について。2番目、スマート農業への転換について。3番目、給食費の公会計化以降の滞納について。以上3点について質問させて頂きます。

まず1番目、不法投棄の対策についてです。ごみのポイ捨て、廃棄が多いという意見が自治会、水利組合、農事組合法人などに寄せられます。ポイ捨ての場所は道路、田・畑、河川です。ごみのポイ捨ては法律違反であり、様々な法律により禁止され罰せられる行為です。景観を損ねるだけでなく、地球環境を悪化させ、時には火災や交通事故の原因となる可能性もあります。ごみのポイ捨てをなくし、快適に過ごせる住みやすい町にしていかなければなりません。でも、これらのごみはいったい誰が捨てているのでしょうか。ごみのポイ捨てに関する法令としては、次のような条文があります。

まず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条、何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない。第25条第14号、第16条の規定に違反して廃棄物を捨てた者。罰則5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれを併科する。

次に軽犯罪法には、左の各号の1に該当する者は、これを拘留または科料に処する。25号、川、溝その他の水路の流通を妨げるような行為をした者、27号、公共の利益に反してみだりにごみ、鳥獣の死体その他汚物又は廃物を棄てた者。罰則、拘留は1日以上30日未満とし、刑事施設に拘置する。これは刑法です。科料は、千円以上1万円未満とする。これは刑法です。

道路交通法には、第76条第4項、何人も次の各号に掲げる行為は、してはならない。第4号、石、ガラスびん、金属片その他道路上の人若しくは車両などを損傷するおそれのある物件を投げ、または発射すること。第5号、前号に掲げるもののほか、道路において進行中の車両などから物件を投げること。第7号、道路または交通の状況により、公安委員会が道路における交通の危険を生じさせ、または著しく道路の妨害となるおそれがあると認めた行為。罰金は5万円以下の金額が科されます。

河川施行令においては、第16条の4第1項、何人もみだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。第2号、河川区域内の土地に土石（砂を含む。）またはごみ、糞尿、鳥獣の死体その他汚物若しくは、廃物を捨てること。罰則として、3箇月以下の懲役または20万円以下の罰金。

以上のような法令の定めがあります。そこで、次の7点についてお伺いします。本町の不法投棄件数、不法投棄禁止の看板。これは画像を見せます。不法投棄禁止の看板等の現状について、過去3年以内位でお伺いします。

住民環境課長（土井 真誠）

中野議員の本町の不法投棄件数、不法投棄禁止の看板設置等の現状についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

本町に相談等が寄せられた不法投棄の件数は、令和4年度が10件、令和5年度が6件、令和6年度が9件となっています。不法投棄の内容としては、大部分が家庭ごみでしたが、プラスチック製品や家電製品などもありました。また、不法投棄禁止の看板については、町管理地及び要望のあった自治会等において令和4年度に7枚、令和5年度に19枚、令和6年度に7枚の看板を設置しております。

なお、個人から私有地への看板設置の要望があった場合は、土地・建物の所有者や管理者自身で私有地の管理の一環として看板を作成し設置して頂いています。ただし、急を要する場合などは、注意喚起の貼り紙をラミネート加工した簡易的な看板を提供する等の対応を行っております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（中野 一郎）

次に不法投棄防止の対策用品としては、看板以外にどのようなものがあるのか。また、看板設置の手続き、看板の維持管理について併せてお伺いします。

住民環境課長（土井 真誠）

中野議員の不法投棄防止の対策用品、看板設置の手続、看板の維持管理についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

まず、看板以外の不法投棄防止の対策用品としては、ごみ集積所等における不法投棄の証拠映像を記録出来るセンサーダブルカメラがあり、本町では貸し出しを行っております。

次に看板設置の手続については、要望のあった自治会等の代表者から不法投棄の状況や要望する看板の内容及びデザイン、言語等を確認し、その要望に応じた看板を提供しています。また、看板設置用の杭やボルトナット類についても必要に応じて提供しております。なお、看板を設置する場所の選定や関係者への事前説明、設置作業及び維持管理などについては自治会等で行って頂いております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（中野 一郎）

次に私有地への不法投棄の問題についてです。

私有地では、たとえ不法投棄されたゴミであっても基本的には土地所有者が処分の責任を負います。防犯カメラ等で誰かに不法投棄されたという記録映像が残っているケースは別だと思いますが、本町での私有地でのごみの対応はどのように行っていますかお伺いします。

住民環境課長（土井 真誠）

中野議員の私有地への不法投棄に係る問題についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

私有地への不法投棄については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条第1項や多度津町環境美化条例第5条及び第14条により、土地の所有者が対応することになります。そのため、自身が所有する土地に不法投棄があるとの相談が寄せられた場合は、ごみの処分方法などについて説明した上で、警察への通報や処分方法の判断については相談者自身が行う必要があることを説明しております。また、自身が管理していない空き地などに不法投棄があるという相談が寄せられた場合は、その土地の所有者に対して状況の報告及び対応の検討を依頼しております。

なお、町有地に不法投棄がある場合は、それぞれの所管課においてごみの回収及び処分を行っております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（中野 一郎）

次に不法投棄防止のパトロール等はどのようにして行っていますかお伺いします。

住民環境課長（土井 真誠）

中野議員の不法投棄防止のパトロール等のご質問に答弁をさせて頂きます。

不法投棄防止のパトロールとしては、町内の自治会、事業所、団体から推薦された方を多度津町環境美化推進員に委嘱し、環境美化を推進する活動の一環として不法投棄の監視活動を行って頂いています。その他、中讃地区産業廃棄物不法処理防止連絡協議会と香川県警察航空隊が年2回ヘリコプターを活用して実施している合同パトロールや県が委嘱する環境監視員が実施する環境監視パトロール、香川県河川情報協力員が実施する河川への不法投棄監視活動及び県循環型社会推進課が実施する夜間・休日パトロールが行われています。

なお、こうしたパトロールにより不法投棄が発見された際は県を通じて連絡を受け、対応に当たっております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（中野 一郎）

次に防犯カメラについてお伺いします。

防犯カメラは不法投棄に有効な方法であると思われますが、本町の防犯カメラ設置の補助も含めてお伺い致します。

総務課長（谷口 賢司）

中野議員の防犯カメラについてのご質問に答弁をさせて頂きます。

議員のおっしゃるとおり、防犯カメラは、不法投棄をはじめ事件解決の有効な方法の一つとして重要視されています。

先日、全国で報道された神戸女性刺殺事件では防犯カメラのリレー捜査の結果、東京在住の犯人が検挙されることになりました。本町でも警察からの照会

を受け、捜査協力のために庁舎に設置している防犯カメラの録画映像を過去2年間で3件提供したことがあります。また、地域の防犯活動に取り組む町内の自治会等が設置する防犯カメラについては、県・町ともにその設置費用に対して補助金を交付する制度があります。しかしながら、その補助対象となる防犯カメラは、県・町ともに道路等の不特定多数が利用する公共の空間を中心に映すカメラとされており、不法投棄対策に特化した防犯カメラは対象とはなりません。また、町の補助金は県補助金の交付決定を受けていることが条件となっています。

県の補助率は、補助対象経費の2分の1以内で、補助金額の上限は1台当たり15万円です。また、専用柱、専用の柱ですが、これも併せて設置する場合は1台当たり20万円と規定されています。

一方、町の補助金額は、補助対象経費から県補助金を減じた経費に対し、1台当たり10万円が上限と規定されています。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（中野 一郎）

次に外国語表示の不法投棄禁止看板についてお伺いします。

住民環境課長（土井 真誠）

中野議員の外国語表示の不法投棄禁止看板についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

不法投棄禁止看板については、日本語版の他、英語版及び中国語版を作成しており、町管理地や地域のごみ集積場等に設置しております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（中野 一郎）

次に日本語と外国語併記の看板の画像を見せます。こういう日本語があつて外国語併記の看板です。もう一つあります。こういう日本語と外国語併記の看板や不法投棄ゼロに向けた学校での指導も含めた今後の取組についてお伺いします。

住民環境課長（土井 真誠）

中野議員の不法投棄ゼロに向けた今後の取組についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

まず、日本語と外国語を併記した看板の作成については、町内に在住する外国人の動向や他自治体の先進事例などを踏まえながら、不法投棄禁止看板の多言語化やより視覚効果の高いデザインなどについても検討していきたいと考えております。また、広報誌やホームページを活用した町民への啓発活動を実施するとともに町の将来を担う子どもたちの環境意識の向上を図るため、環境学習として毎年町内の各小学校に出向き、水環境をテーマにした講義と海や川での現地調査を行っております。川ごみや海ごみによる水質や環境汚染についての

説明を行うことで、不法投棄問題を考えるきっかけとなっていると考えています。子ども達の環境意識を育むことで、将来的に地域全体の環境保全に貢献出来る人材を育成出来ると考えておりますので、今後も各種取組を継続し、不法投棄ゼロの実現に向けて取り組んでまいります。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。先般の子ども議会でも「クリーン作戦でまちも心もハッピーに」という質問がありました。子ども達も、ごみのないクリーンな町を望んでいるのです。

もう一つ、子ども議会の中で「未来に向けて異文化交流」という質問がありました。この質問に対する町長の答弁の中で、町内で働く外国人を対象に職員を派遣してごみ出しルールを説明したり、ごみの正しい分別方法を解説したパンフレットを多言語化しているという回答がありました。町でも、ただ今答弁がございましたように、色々な不法投棄ゼロの取組をして頂いております。私も環境美化の推進員として身近なごみも拾いますし、クリーンなまちづくりを進めていきたいと思いますので、今後ともご支援をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは2つ目の質間に移らせて頂きます。スマート農業への転換についてです。

多度津町の農業従事者は減少の一途をたどり、平均年齢も高い状態が続いております。

昨今、テレビや新聞等ではロボットなどを活用するスマート農業が話題になっております。自動運転のトラクター、ドローンによる農薬散布、天候・風速・土の中の水分量などを各種センサーによる計測等、様々な形のスマート農業があります。

スマート農業は、農作業の省力化、農業・農作物管理の効率化、農業技術の継承などを進め、農業の担い手不足、農地の集約・大規模化に対応出来るようです。都道府県レベル、市町村レベルでも様々な取組が行われています。

しかし、最先端のスマート農業でなくとも多度津型の何か一つでも導入出来たなら省力化・効率化ができ、増え続ける休耕地が再び農地として利用されることも可能ではないかと考えます。導入する場合、決して安いものではないでしょうが、希望と意欲を持ち営農を続けるための有効な手段の一つではないかと考えます。

そこで、多度津町のスマート農業の推進について、どのように関係団体と連携して施策を実施しているかまたは予定か、次の7点についてお伺いします。

まず1点目、スマート農業の推進について関係団体との連携についてお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員のスマート農業の推進について関係団体との連携についてのご質問に、答弁をさせて頂きます。

本町における他団体との連携につきましては、県、香川県農業協同組合、農業試験場などと包括的に行っており、そのような取組の中でも令和3年度に県が「かがわスマート農業普及戦略」を策定し、農業現場における課題について導入のコストを踏まえながら、市町などと戦略的にスマート農業技術の普及・活用及び研究開発を進めることとしております。その一環として、農業試験場において「ドローンを活用した生育診断技術の研究」、「水稻の自動水管理システムの実証」などの研究を進めており、これらの研究成果は県が主催する各種協議会や担当者会などで情報提供され、各市町において農業者と情報共有が図られております。

また、具体的な支援として県が実施している「地域計画実現支援事業」において、先進技術を活用した農業機械の導入を補助対象とし、防除用ドローンや直進アシスト機能付きトラクター、収量センサー付きコンバインなどの購入に対し、補助率3分の1、上限300万円が交付される仕組みとなっており、更にスマート農業の導入を推進するため、本町独自に10分の1を上乗せし交付をしております。

今後も国や県及び研究機関などと緊密に連携をし、持続可能な農業を実現するため、スマート農業の積極的な導入を推進してまいります。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。

次に本町では次のような施策は実施されているかお伺いします。これ3つあるんですけど、ビッグ・データの活用、人工知能AIの活用、IoTの活用で3つあって、提出原稿にはこの説明を書いておりますが、ちょっと時間の都合でここでは細かい説明は省略します。この3つのビッグ・データの活用、人工知能AIの活用、それからIoTの活用について、本町の施策として実施されているかどうかについてお伺いします。

産業課長（植松 肇）

中野議員の本町でのビッグ・データの活用及び人工知能の活用についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

議員のご質問にありますビッグ・データ、人工知能（AI）、IoTの活用についてはリモコン草刈り機やロボットトラクターなどのハードの導入とは異なり、データの解析などソフト的なものであり、例えば国立研究開発法人農業・食料産業技術総合研究機構が開発したAIアプリ「HeS+（ヘソプラス）」

ス)」では、AIを活用した土壤病害診断技術であり、圃場ごとの土壤病害管理に用いることにより、農薬の散布に最適な時期・散布量・散布する場所などを把握することができ、農薬の使用量を減らし、環境負荷を軽減に寄与します。これらの技術は、今まで経験と勘を頼りに行っていた農業を数値として管理し、「見える化」することによって省力化・安定化を図るもので。現在、本町ではこれらを活用した事業は実施されていませんが、AIを筆頭としたデータの収集・解析技術は、これから農業を支える重要な技術であることから、引き続き、情報の収集と発信を進めてまいります。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（中野 一郎）

次に企業のスマート農業への参画はありますか、お伺いします。

産業課長（植松 肇）

中野議員の企業のスマート農業への参画についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

本町における先進事例としては、四国計測工業株式会社が平成27年より低カリウムレタスの工場生産を行っていましたが、残念ながら令和5年3月末に生産が終了となっており、以後町内ではスマート農業への参画は把握していません。

今後、企業よりスマート農業への参画について相談がありましたら、事業の推進に向け、積極的な協力が行えるよう、必要な支援体制づくりを行っていきます。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（中野 一郎）

次に農業委員会の視察結果により、多度津でも出来るスマート農業はありましたかお伺いします。

産業課長（植松 肇）

中野議員の農業委員会のスマート農業に関する視察結果についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

令和4年11月に多度津町農業委員会の先進地視察研修において、岡山県笠岡市の「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」について視察を行いました。この視察研修では、笠岡湾干拓地において岡山県と実施主体である笠岡市に加え、岡山大学、国立研究開発法人、地元JA及び農業機械メーカーが行った官民学共同のスマート農業技術の実証プロジェクトの成果報告を受けるとともに水分センサーを用いた自動冠水システムなどの現地視察を実施しました。笠岡湾干拓地は平地の少ない笠岡市の地形上の弱点を克服するため、平成2年に国営干拓事業により造成された土地で、そのうち1,191ヘクタールを農地として利用しています。干拓地の農地は1枚ごとが長方形に区画された3,000m<sup>2</sup>

を超える広大な農地であることから、本町と単純に比較することは出来ませんが、自動冠水システムによる育苗施設や自動飛行機能を備えた農薬散布ドローンなど小規模であっても地域が連携することにより導入が可能な技術もありました。これらの導入には多額のコストが予想されますが、その恩恵は大きなものであると考えられますので、今後も国や県の補助金などの情報収集を行うとともに導入に向けた検討を行っていきます。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（中野 一郎）

次に本町のドローン農薬散布の活用状況についてお伺いします。

産業課長（植松 肇）

中野議員の本町のドローン農薬散布の活用状況についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

本町におけるドローンによる防除・施肥の取組状況については、個人で1件、農事組合法人で1件あります。そのうち、農事組合法人では作業受託により年数件の委託作業を行っており、本年度も受託予定であると聞いています。

本町ではスマート農業技術の導入が進んでいるとは言えない状況ではありますが、農業者の高齢化や就農者の減少といった大きな課題を克服することが出来る技術であることから、引き続き、導入を推進していきます。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（中野 一郎）

次にドローンと動噴の費用対効果の対比についてお伺いします。

産業課長（植松 肇）

中野議員のドローンと動噴の費用対効果の対比についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

農業用ドローンを導入している事業者では、農薬散布や施肥に要する時間が人力による従来の方法から7割減となるなど総労働時間や延べ人数の低減に繋がっており、人員の疲労軽減や余暇時間の創出に加え、削減された時間を収益性や付加価値の高い品目の栽培を行うことにより、長期的には収益の増加も期待出来ると考えています。また、AIによる画像診断技術を用いた農薬散布では散布量の低減により、コストの削減と自然環境への影響なども抑制することが出来ると考えています。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（中野 一郎）

この質問の最後ですけれどもスマート農業推進の今後の対策等についてお伺い致します。

産業課長（植松 肇）

中野議員のスマート農業推進の今後の対策についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

スマート技術を導入した事業者からは、機材の操作が出来る人材が不足しており、操作が出来る人材に作業が集中している現状の解消が必要であるといった意見もあり、技術の導入と並行して、作業に従事出来る人材の確保が必要であると考えています。

また、令和7年4月11日に閣議決定された食料・農業・農村基本計画において「農林水産研究イノベーション戦略2025」が示され、その中でスマート農業技術の開発・普及促進について触れられており、自立走行型除草機の改良やロボット農業機械といったスマート農業機械などの開発、人工衛星やドローンによるセンシングで得られた画像の解析技術など最新技術の普及を行い、農業従事者の労働時間の削減や生産性、収益の向上を目指し、さらに環境負荷の軽減を図ることが提示されています。今後、農業従事者に対する具体的な支援について取組が示されることを期待するとともに関係機関と連携を密にし、情報収集を行い、常に情報を更新していきます。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（中野 一郎）

有難うございました。また子ども議会の話をしますけれど、子ども議会でも「米作りの機会をもっと！！」という質問がありました。子ども達も米の値段の高騰や農業従事者の高齢化による農業従事者の減少により、日本農業の未来に危機を感じているのだなと思いました。そのような中で耕作放棄地になった所を農地に戻すのは非常に難しくて、米の作付面積を政府は増やして欲しいと言っておりますが、米の作付面積を増やすことは簡単ではないです。今後、私も農事組合法人の一員として、多度津型のスマート農業を少しでも前向きに進めていきたいと考えていますので、今後ともご支援をよろしくお願ひ致します。

次に3番目の質問です。給食費の公会計化以降の滞納についてです。

私は給食費の公会計化以降、導入の時からも含めて何回も滞納の問題を質問しています。それは、債権回収が非常に難しいからです。つまり、債権回収は差し押さえなど法律的な対応が求められ専門性が必要だからです。公会計化以前は、先生と生徒という間柄の中で給食費が集金されていました。しかし、公会計化以降はあくまで債権者と債務者という間柄になり、そこにわざわざ先生が来てくれたから払おうとかいう感情的なものはありません。また、債権放棄が無ければ、債権回収は卒業後もずっと続くのです。確かに公会計化により次のような効果がありました。教員の業務負担の軽減です。年間1校当たり約190時間の教員の負担軽減があったと言われています。滞納者への文書による督促が効果を発揮しなかった場合、電話や戸別訪問による督促に移行しますが、保護者が仕事などで不在であることが多い昼間は難しく、夜間などに実施せざるを得ない部分があります。組織として督促業務の専門性を有しない学校にお

いて、教員が対応することは肉体的、精神的にも負担が大きかったと思います。本町より早く公会計化を導入した市町村では、既に教育委員会に債権放棄の議題が上がっている市町村もいくつかあります。給食費の無償化に移行した市町村が増えてきている現状の中で、給食費を払いたくないという保護者もいるかも知れません。本町には債権回収の専門部署がありません。それらを一手に引き受ける部署があれば、そこに任せることも出来ますが、税の滞納は全て中讃広域事務組合が行ってくれますが、この私債権は対象外です。中讃広域事務組合に滞納処理を依頼している国民健康保険税等は5年が経過すると時効が成立します。そして時効の援用が不要です。一方、給食費等の私債権は時効が原則10年で時効の援用が必要です。

「多度津町の私債権の管理に関する条例」には債権放棄出来る7つの項目があります。簡単に言うと1つが破産法、会社更生法により責任を免れた場合。2つ目、生活保護を受けている者またはそれに準ずる者。3つ目、町の私債権について消滅時効にかかる時効期間が満了したとき。4つ目、町の私債権について強制執行の手続をとっても、なお完全に履行されず、かつ、当該強制執行等の手続が終了した場合。5つ目、徴収停止の措置をとった場合、その措置を取った日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行される見込みがないと認められるとき。6つ目、債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行の費用及び当該町の私債権に優先して弁済を受ける債権の金額を超えると見込まれるとき。7つ目、債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる状態であって、当該町の私債権について履行される見込みがないと認められるとき。という風に定められているのですが、そこで次の5点について質問をします。

まず1つ目。給食費の公会計化以降の滞納額、件数・金額について年度ごとにお伺いします。

教育総務課長（池田 友亮）

中野議員の給食費の公会計化以降の滞納額、件数・金額についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

本町における学校給食費の公会計化は、令和3年度から実施しています。公会計化以降の年度ごとの給食費滞納状況、件数・金額については、令和3年度の件数52件、金額1,030,333円、令和4年度の件数51件、金額1,054,934円、令和5年度の件数74件、金額1,996,628円、令和6年度の件数66件、金額1,892,080円となっています。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（中野 一郎）

滞納額で10万円以上滞納している人は何人いますか。また、一番多く滞納し

ている人の金額はいくらですか。

教育総務課長（池田 友亮）

中野議員の滞納額で10万円以上滞納している人の人数と一番多く滞納している人の金額についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

令和3年度の公会計化以降、学校給食費について児童・生徒ごとに10万円以上の滞納がある方は22人です。また、最も多く滞納している方の金額は、約17万円程度となっています。こうした高額の滞納事案については保護者の経済状況等を勘案し、必要に応じて督促のほか、分割納付や就学援助制度等の支援の活用について案内するなど丁寧な対応に努めています。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（中野 一郎）

次に給食費滞納担当者の業務の中には、文書送付・電話・訪問等多岐にわたりますが、年間の給食費に関する労働時間は何時間位ありますか。お伺いします。

教育総務課長（池田 友亮）

中野議員の給食費滞納担当者の年間の給食費に関する労働時間についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

学校給食費に関する業務については、会計処理、収納確認、督促、保護者からの相談等、多岐にわたる業務を担当職員が行っています。令和6年度の実績を基にした概算では、給食費全体に関わる業務に要した時間は年間で約800時間となっています。そのうち、滞納に関する対応業務については、督促文書の送付、電話連絡、分割納付の調整などを行っており、その実務に要した時間は約100時間となっています。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（中野 一郎）

全国では積極的な呼びかけによって、約4割の保護者が児童手当からの徴求を選択しています。「学校給食申込書」の中に未納があった場合に児童手当から徴収することに同意するか回答する欄を設けて、児童手当からの徴求申出をあらかじめ取得するようにしてはどうでしょうか。実際に未納があった場合にトラブルを防ぐために児童手当から徴求する前に事前に相談するなどの配慮も実施する必要があるとは思いますが、児童手当からの申出徴求については、度々私が提案しています。でも検討して頂ける様子がありませんが、是非実施して頂きたいと思います。よろしくお願ひします。

教育総務課長（池田 友亮）

中野議員の学校給食費の児童手当からの申出徴収についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

学校給食の運営に係る経費は、学校給食法第11条及び多度津町学校給食費に関

する条例に基づき、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費や学校給食の運営に要する経費等は本町の負担とされ、食材料費は学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担と定められています。学校給食を適切に運営するため、原則として保護者から食材料費として学校給食費を納入してもらうことは不可欠ですが、先ほどの答弁のとおり滞納額は毎年度発生している状況です。

学校給食費の滞納対策の一つとして、児童手当からの申出徴収を導入してはどうかというご提案については、一定の効果が見込まれる有効な手段であると認識しております。この制度は、児童手当法第21条に基づき、保護者が市区町村に対して申出を行い、その同意を得た上で児童手当の支給額の全部又は一部を保育料や給食費等に充てることが出来るとされているものです。

今後の対応としては、多度津町学校給食費に関する条例施行規則に規定されている学校給食申込書に児童手当からの申出徴収に関する同意欄を設け、保護者の意思確認を行いたいと考えています。

この制度の展開に当たっては児童手当部局との連携が欠かせないことから、関係部局と密に連絡を取り合い、制度の適正な運用と滞納の抑制に努めてまいります。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。

次に滞納している保護者への督促・徴収の業務の弁護士委任も含めた法的手続きの実施についてですが、一定額・一定期間以上の学校給食費を滞納している保護者への督促・徴収の業務を弁護士委任や法的手続きの実施を行ってもらいたいと思いますが、考えをお伺い致します。

教育総務課長（池田 友亮）

中野議員の滞納している保護者への督促・徴収の業務の弁護士委任も含めた法的手続の実施についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

現在、滞納されている保護者に対しては、職員による督促状の送付、分納の相談等、丁寧な対応を心掛けています。しかしながら、長期滞納者や接触が困難なケースについては、現体制での対応に限界がございます。公平な負担の原則からも支払困難な方への配慮は継続しつつ、支払能力がありながら滞納されている方に対しては、適切な手段を講ずることが必要です。こうした状況を踏まえ、職員による通常の督促・徴収の努力を尽くした上で、それでも徴収が困難な案件については、弁護士への委任を含めた法的手続の導入等の検討をする必要があると考えています。ただ、弁護士委任等には費用が発生しますので、費用対効果を十分に検証し、また、他の自治体の事例も研究しながら実施の可否を判断していきたいと考えています。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。給食費がそもそも無償化であれば、滞納の問題も発生しない訳ですけれど、それはそう簡単ではありません。現状の制度の中で何をしなければいけないのかっていうのを考えていくのがやっぱり大事なんじゃないかなと思います。

そして今回、児童手当からの申出徵求の実施を検討頂けるということで、前向きな回答を頂きまして有難うございます。

債権回収について私が申し上げたいのは、その担当者任せではなく、しっかりと手続きを固めて、その回収をしていくということをしていってもらったらということなんです。今後マニュアル化出来るようになったらいいと思うんですけれども、それも含めて進めていって頂ければと思います。

以上で、私の質問は終わります。有難うございました。